

また、この期間中は、海や川へ泳ぎに行くことも多くなります。どこでどんな事故にあうかも分かりません。安全には十分気を付けるよう、ご家庭で常に話し合ってください。水泳の決まりは学校から出しています。「決まりがあるから安全」とは言えません。目安としていただき、それ以上の安全対策をご家庭でお願いします。

その他休み中の学習課題・提出物等は各学級よりお知らせがありますので、確認をお願いします。新学期には元気に登校してほしいです。



事務室より (H29 No.2)

文責 山崎理奈

1学期の学級集金にご協力ありがとうございました。
2学期もよろしくお願いいたします。



※1学期の会計報告は9月1日(金)にお配りします。

しかし、「そもそも義務教育はタダじゃないの?なぜ集金するの?」と疑問に思う方もいらっしゃるかもしれません。

憲法26条2項では、「義務教育はタダです」とはっきり書いてあります。【★1】
そのまま素直に読めば、小学校や中学校ではお金がいっさいかからないように思いますね。

ところが、教育基本法5条4項には、「タダなのは授業料のことです」とタダの範囲がせばめられています。【★2】

学校教育法第5条では「市町村は学校の経費を負担する」とありますが、全てとはなっていません。【★3・★4】

また、教科書はタダでもらっていますね。これは法律で定められています。【★5】

憲法や法律で定められていない部分を公費で賄えばいいのですが、配当される予算の関係上、テストやドリルなどは保護者のみなさまに負担していただいております。

学校では少しでも保護者負担軽減になるように努めていきます。

【★1】憲法26条2項 「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする」

【★2】教育基本法5条4項「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない」

【★3】学校教育法第5条「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令の特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

【★4】地方財政法、義務教育国庫負担法、学校図書館法、学校保健法、学校給食法、就学援助法などの関連法令

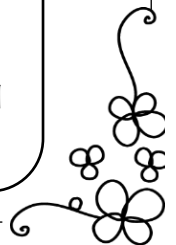
【★5】義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律(昭和37年3月31日公布、同年4月1日施行)、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年12月21日公布、同日施行)

◇お知らせ

二学期水泳大会の期日変更をお知らせします。この日は全国学力・学習状況の研修会が予定されていますので、大変ご迷惑をおかけしますが下記のようになります。

変更前：9月5日(火) 変更後：9月6日(水) PTA役員会もあります。

平和登校日のご案内は別途いたしますが、3、4年生については、附属小の田中先生に公開授業を行っていただきます。下校が他学年と違いますがよろしくお願いいたします。



)
)
)